

# 相模原市ダンススポーツ連盟規約

## 第一章 名称及び所在地

(名 称)

第 1 条 本連盟は相模原市ダンススポーツ連盟と称する。

(所 在 地)

第 2 条 本連盟は、所在地を会長宅に置く。

## 第二章 組織及び加盟

(組 織)

第 3 条 本連盟は神奈川県ダンススポーツ連盟(以下「県連盟」という)と公益財団法人相模原市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という)の両組織に加盟する団体であり、その構成は市内に在籍するアマチュアサークルで組織する。

(加盟方法及び加盟サークル)

第 4 条 本連盟に加盟しようとするサークルは、規約細則により、会長に申し出て理事会の承認を得なければならない。

- 2 加盟サークルは、理事会で承認されたアマチュアサークルで、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟(以下「JDSF」という)の認定を受ける。

## 第三章 目的及び事業

(目 的)

第 5 条 本連盟は、JDSF の定款及び県連盟の規約に基づいて次の事項を行うことを目的とする。

- (1)生涯スポーツとしてダンススポーツの普及と発展を図る。
- (2)ダンススポーツを通じ、会員の心身の健全な発展ならびに社会福祉に貢献・寄与する。

(事 業)

第 6 条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)競技大会、ダンススポーツフェスティバル及び講習会等の開催
- (2)上部団体開催事業への参加促進
- (3)連盟所属のJDSF 会員及び選手等の登録管理
- (4)上部団体、友好団体への役員及び選手の派遣
- (5)市並びにスポーツ協会その他関係機関への協力
- (6)市その他関係機関へ施設設備の充実を具申
- (7)その他本連盟の目的達成に必要な事業

2 本連盟の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

3 本事業に関わる費用は別に定める。

## 第四章 サークルと会員

(サークル)

第 7 条 サークルの加盟、脱退、資格喪失などについては、本連盟規約細則に定める。

(会 員)

第 8 条 本連盟の会員は、加盟サークルの構成員で、本連盟の目的に賛同する個人とする。

2 会員は原則として、本連盟を通じてJDSFへ会員登録を行い、所定の年度会費を納めなければならない。

(会 費)

第 9 条 会員は、本連盟が別に定める会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名

2 前項第 3 号の除名は次の場合とし、理事会において決定した後、県連盟の決議を経てJDSFへ申請し、承認された場合に実施する。

- (1) JDSF及び県連盟または本連盟の名誉を著しく損なう行為があったとき
- (2) JDSF定款、県連盟規約及び本連盟の規約その他違反行為があったとき
- (3) その他社会的に不都合な行為があったとき

## 第五章 組 織

(構 成)

第 11 条 本連盟に次の部局を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 三役会
- (4) 部長会
- (5) 各部部会
- (6) 事務局

(役 員)

第 12 条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理事長	1 名
事務局長	1 名(理事長を持って充てる)
副事務局長	若干名
部 長	各部 1 名
副部長	各部若干名
会 計	2 名
監 事	2 名

理事 連盟加入各サークルから1名  
各部署員 若干名(県連派遣役員含む)

(役員を選任)

第13条 役員を選任は次の各号による。

- (1) 会長、副会長、理事長は理事会において互選し、総会に諮り決定する。
- (2) 理事は各サークルから選出された候補者を理事会において承認する。
- (3) 連盟役員、会計、監事は理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第14条 役員任期を次の通りとする。但し再任は妨げない。

- (1) 本連盟役員任期は総会から総会までの2年間とする。但し、理事の任期は1年間とする。
- 2 新たに任命された役員任期は、現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第15条 役員は次の職務を行う

- (1) 会長は代表者として本連盟の事業を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は事務局の職務を統括する。
- (4) 副事務局長は理事長を補佐し、理事長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (5) 会計は金銭出納を担当し、金銭出納帳及び決算報告書を作成する。
- (6) 監事は業務及び会計を監査する。理事会等に出席することができる。

## 第六章 名誉会長及び顧問等

(名誉会長・顧問・相談役)

第16条 本連盟に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は役員推薦により理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は会長の諮問に応じ助言する。

## 第七章 会議

(総会)

第17条 本連盟は、最高決議機関として総会をおく。

- 2 総会は連盟役員及び代議員(各サークル1名)をもって構成し次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改定
  - (2) 役員選任
  - (3) 事業計画及び収支予算
  - (4) 事業報告及び収支決算
  - (5) その他必要と認められた事項
- 3 総会は会長が招集し、定期総会と臨時総会とする。
- 4 定期総会は年1回、臨時総会は会長又は理事会が必要と認めた場合、あるいは、過半数の会員から要求があった場合に招集する。
- 5 総会の議長、書記は理事又は代議員より選出する。
- 6 総会は構成員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立するものとする。

- 7 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。
- 8 規約の改定は総会で出席者の3分の2以上の同意をもって決する。

(理事会)

第18条 本連盟は総会に次ぐ意志決定機関として理事会を置く。(主管:事務局)

- 2 理事会は理事及び役員をもって構成し、会長が招集し議長は会長が指名する。

執行機関として専門部会を置き、日常業務の執行を各専門部会に委託する。

(三役会)

第19条 三役会は会長が招集し、本連盟の運営上必要な事項を検討して理事会に提案する。

- 2 三役会の構成は次の通りとする。

(1) 会長、副会長、理事長

(部長会)

第20条 部長会は会長が招集し、本連盟の運営上必要な事項を検討して理事会に提案する。(主管:事務局)

- 2 部長会の構成は次の通りとする。

(1) 会長、副会長、理事長、各部部長(相談役は出席することができる)

## 第八章 会計

第21条 本連盟の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 年会費
- (2) 競技大会収益
- (3) 助成金及び寄付金
- (4) その他の事業収入

(会計年度)

第22条 本連盟の会計年度は3月1日に始まり翌年2月末日に終了する。

## 第九章 補則

(補則)

第23条 本規約の施行に際して、必要な細則は別に定める。

- 2 本規約に定め無き事項の問題解決に際しては、理事会に諮り決定するものとする。

付則

本規約は平成14年7月1日より施行する。

本約は平成22年4月11日より改訂施行する。

本規約は平成31年4月21日より改訂施行する。

本規約は2020年4月19日より改定施行する。